動物の輸出入検疫速報(平成31年1月分)

(単位:頭、羽)

			(単位:與、羽 <i>)</i>
	用途	輸入	輸出
	乳用繁殖用	335	_
	肉用繁殖用	-	-
牛	│ 肥育用	1,409	_
	と畜場直行用	_	-
	その他	_	-
135	繁殖用	41	-
豚	その他	_	-
めん羊		-	_
山羊	-	-	
その他の偶蹄類	_	-	
	繁殖用	34	9
	乗用	_	1
E	競走用	5	4
馬	肥育用	216	-
	と畜場直行用	_	_
	その他	_	_
その他の馬科		-	_
その他の馬科 うさぎ		1,165	6
鶏		_	_
うずら		_	_
だちょう		_	_
七面鳥		_	_
あひる		_	-
がちょう	_	_	
その他のかも目の鳥類		_	_
きじ		_	-
ほろほろ鳥		_	_
初生ひな(鶏)		15,478	_
初生ひな(その他)		=	-
種卵(個)		_	62,360
蜜蜂(群)		-	_
指定検疫物以外の動物(注2)			10,956
大	558	·	
<u>- </u>	196		
あらいぐま		-	-
きつね	_	_	
スカンク	_	_	
サル		_	
7 1 T			

(資料)動物検疫所調べ

- (注)1 解放頭羽数ベースの速報値のため、数値が変更となることがある。 2 家畜伝染病予防法第45条第1項第1号に基づく検査を実施した動物。

.m. see	骨	砕骨	蹄角	骨腱	蹄角粉	その他の骨	āl
骨類	2,081,722	1,129,947	3,873	62,546	-	_	3,278,088
	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	鹿肉	その他の 偶蹄類肉	加熱処理牛肉
	52,578,687	95,437,696	1,731,422	27,698	1,506	-	296,189
	加熱処理豚肉	加熱処理 その他の偶蹄類	ハム	加熱処理ハム	ソーセージ	加熱処理 ソーセージ	ベーコン
	1,200,401	-	257,581	18,306	964,895	1,530,110	150,527
肉類	加熱処理	馬肉	うさぎ肉	家きん肉	犬肉	非加熱 その他の肉	加熱処理 その他の肉
	6,502	616,246	2,315	47,267,413	_	498,172	4,396,899
	加熱処理家きん肉	加熱処理					計
	39,059,458	3,249,067					249,291,090
	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	加熱処理 牛の臓器	加熱処理 豚の臓器	加熱処理その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の 臓器
	174,848	16,297	6,861		— D2-02-08-111.	-	95,789
	消化管等	加熱処理 消化管等	ケーシング	脂肪	非加熱 その他の臓器	加熱処理 その他の臓器	加熱処理 家きん臓器・消化管
職器類	3,008,003	——————————————————————————————————————	398,490	4,078,423	375		249,899
	加熱処理その他 の家きん臓器						計
	3,750						8,032,736
	食用殼付卵	液卵	その他の卵				計
卵類	-	734,072	-				734,072
	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	鹿皮	その他の 偶蹄類の皮	馬皮
	2,598,760	174,918	71,270	13	4,570	-	99,678
皮類	うさぎ皮	犬皮	その他の皮				計
	53,933	_	_				3,003,143
	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	鹿毛	その他の 偶蹄類の毛	馬毛
	_	685	214	11,056	_	11,610	15,236
毛類	うさぎ毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
	9,290	154,235	34	_			202,360
	チーズ	バター	偶蹄類動物の飼料用乳製品	その他の乳製品			計
L製品類	25,948,975	776,561	7,413,148	6,570,610			40,709,294
ール類	血粉	肉粉	肉骨粉	皮粉·羽毛粉			計
ール規	65,785	1	-	-			65,785
その他	精液 (アンプル)	受精卵 (個)	ふん・尿				計
畜産物	87,166	348	2				2
わら類	穀物のわら	飼料用の乾草	その他				at
	23,277,960	-	239,930				23,517,890
		L	ı			1	総計

資料)動物検疫所調べ

- (注) 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。
 - また、数量については、ことわりのない限り、Kg集計できるもののみを集計している。
 - 2. 携帯品・郵便物として輸入されたものは除く。
 - 3.「家きん肉」は、鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょう、その他のかも目の鳥類由来の肉、ハム、ソーセージ、ベーコン。
 - 4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家きん、うさぎ、犬の臓器を含む。
 - 5.「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
 - 6. 「その他の肉、臓器」には、餃子やピザなど肉(臓器)を含む調製品である。
 - 7.「加熱処理牛肉、加熱処理豚肉、加熱処理その他の偶蹄類」、「加熱処理ハム、加熱処理ソーセージ、加熱処理ベーコン」は 農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がなされたもの。なお、家きん肉由来のものは含まない。
 - 8. 「加熱処理家きん肉」は、農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がされた、鶏、うずら、きじ、だちょ う、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類由来の肉、ハム、ソーセージ、ベーコンである。
 - 9. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含めない。
 - 10. 総計に「その他の畜産物」は含めない。
 - 11. 類別の計は、集計対象が無い場合「O」と記す。

骨類	Ħ	砕骨	蹄角	骨腱	生骨粉	加熱処理骨粉	蹄角粉
	314	-	54	12	-	-	-
	その他の骨						計
	-						380
	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	鹿肉	その他の 偶蹄類肉	ハム
	252,745	133,290	-	-	24	-	83
	ソーセージ	ベーコン	馬肉	うさぎ肉	家きん肉	犬肉	その他の肉
肉類	182	78	-	-	623,573	-	84,568
							計
							1,094,544
	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類 の臓器	偶蹄類以外の 臓器	消化管等	ケーシング	脂肪
n++ 00 str	41	3	2	364	26,402	-	129
職器類	非加熱 その他の臓器						計
	—						26,941
no str	殼付卵	液卵	その他の卵				計
卵類	585,101	2,268	10,804				598,173
	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	鹿皮	その他の 偶蹄類の皮	馬皮
	1,024,366	5,932,884	-	_	-	-	-
皮類	うさぎ皮	犬皮	その他の皮				計
	-	_	-				6,957,250
	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	鹿毛	その他の 偶蹄類の毛	馬毛
	-	-	-	_	-		_
毛類	うさぎ毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
	-	14,834	-	-			14,834
	チーズ	バター	偶蹄類動物の飼 料用乳製品	その他の 乳製品			計
1製品類	142	6	- 1:1/103 D4KHH	66,807			66,955
	血粉	肉粉	肉骨粉	皮粉-羽毛粉			Ħ
ミール類	-	_	-	_			0
その他	精液 (アンプル)	受精卵 (個)	ふん・尿				計
畜産物	-	<u> </u>	-				0
			1				総計
							8,759,078

資料)動物検疫所調べ

- (注) 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。 また、数量については、ことわりのない限り、Kg集計できるもののみを集計している。
 - 2. 携帯品・郵便物として輸出されたものは除く。
 - 3. 「家きん肉」は、鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょう、その他のかも目の鳥類由来の肉、ハム、ソーセージ、ベーコン。
 - 4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家きん、うさぎ、犬の臓器を含む。
 - 5.「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
 - 6. 総計に「その他の畜産物」は含めない。
 - 7. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含めない。
 - 8. 類別の計は、集計対象が無い場合「O」と記す。